



# 島根県報

令和8年2月17日（火）

第 6 9 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

土地収用法の規定による収用又は使用の手続の開始 (用 地 対 策 課) 2

**【公 告】**

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（3件） (農 業 経 営 課) 2

公共測量の実施の変更 (技 術 管 理 課) 4

公共測量の終了 ( " ) 5

**【教委告示】**

島根県指定有形文化財の指定 (文 化 財 課) 5

**【選管告示】**

不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更 5

**【正 誤】**

令和7年11月21日付け島根県報第671号中 (議 会 事 務 局) 6

**告 示****島根県告示第85号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川江の川水系江の川及び田津谷川改修工事（川越堤防）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
島根県江津市桜江町田津及び川越地内
  - (2) 使用の部分  
島根県江津市桜江町田津及び川越地内
- 4 手続を開始する土地
  - (1) 収用の部分  
島根県江津市桜江町田津及び川越地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所  
江津市役所及び江津市役所桜江支所

**公 告**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市美談町523-4	田	5,614
出雲市美談町523-5	田	445
出雲市美談町523-6	田	34
出雲市美談町523-7	田	7.38
出雲市美談町523-8	田	27
出雲市美談町523-9	田	250

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
管理者が不在
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	318,870

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月3日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月17日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市小境町268-5	田	1,064

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	11,704

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月3日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
飯石郡飯南町下来島193番1	田	1,042
飯石郡飯南町下来島194番1	田	1,229

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和13年3月31日まで	11,355

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月3日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

令和7年12月23日付け島根県報第680号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条に

において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
（変更前）令和7年12月5日から令和8年2月13日まで  
（変更後）令和7年12月5日から令和8年6月30日まで
- 3 作業地域  
飯石郡飯南町花栗地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月22日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間  
令和7年8月20日から同年12月22日まで
- 3 作業地域  
益田市大草町地内から津田町地内まで

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第1号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月17日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	
彫刻	木造神像	4 軀	益田市久城町963番地	宗教法人 櫛代賀 姫神社	
	木造男神坐像その1				1 軀
	木造男神坐像その2				1 軀
	木造女神坐像				1 軀
	木造僧形神坐像	1 軀			

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和8年2月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
養護老人ホーム慈光苑	松江市島根町大芦5707	施設の所在地	松江市東生馬町37-12

## 正 誤

令和7年11月21日付け島根県報第671号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から14	図面	図画
	上から18	図面	図画